三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、次の図に示す部分に限る。)

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字ヤビツ四七八〇の一、四七八一、四七八四の二、四七八七、四七八八、字七ツ矢四八七八の一、四八七八の二、四八七九から四八八一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤビツ四七八〇の一・四七八四の二・四七八七・四七八八(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、四七八一、字七ツ矢四八七八の二・四八八一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四八七九、四八八〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市泊町甲四六二の一・甲四六二の二〇九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町中津字休場一八六の二、一八七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町二名乙八五二の一、乙八五三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字芋堀二二一の七・二二一の一八・二二一の三六・二二一の四〇・二二一の四一・二二一の四五から二二一の四九まで・二二一の五一・二二一の五二・二二四の二・二二五から二二七まで(以上十六筆について次の図に示す部分に限る。)、二一八の二、二二一の五、二二一の六、二二一の一二、二二一の一七、二二一の一九から二二一の三五まで、二二一の三七から二二一の三九まで、二二一の四二から二二一の四四まで、二二一の五〇、二二一の五三から二二一の六七まで、二二二の一、二二三の二、二二二の四、二二四の一、二二八、二三二から二四〇まで、字見定二八〇の二・二八〇の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二八〇の三、字開作三〇四の一四から三〇四の二二まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇四の二、三〇四の三、三〇四の七、三〇四の一一、字東入道三二六の一(次の図に示す部分に限る。)、三二四、三二五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成五年六月七日農林水産省告示第六百九十号(四に係るものに限る。)

(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県防府市大字台道字上大山一〇〇、字中大山一六〇から一六二まで、二四二七、大字東佐波令字寺山一五七の六、岩国市錦町中ノ瀬字助九郎一五六の一、一五八、字下ノ河内一六〇、錦町深川字きつねを三〇七、字日の谷三〇九、三一二、一三九四、一三九五、字向**久**保一四〇四、錦町広瀬字井ノ谷六六四、字下井ノ谷六八三一、六八三三、錦町須川字滝ノ口二六一九、字大谷二七〇六、字観音滝二七一一、二七四五、周南市大字金峰字平山五四七、字下東松室一一五八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平山五四七(次の図に示す部分に限る。)